2024 年 6 月 19 日

岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県保険医協会
会長 小山田 榮二

岩手県社会保障推進協議会
会長 佐藤 嘉夫

# 現行の「健康保険証」の存続を求める要望書

日頃より、県民の暮らし、医療、福祉などの充実のためにご尽力いただき感謝します。

さて、昨年6月、健康保険証の廃止などを定めた改定マイナンバー法が国会で成立しました。私どもを含む 10 団体は、岩手県議会に対して「健康保険証を持てない人」をつくり出す健康保険証廃止の中止を求める請願を提出し、7 月 7 日には国に対する意見書が採択されました。全国でも都道府県議会での意見書採択がされたことは、たいへん励まされました。

しかし、昨年 12 月 22 日の閣議で、現行の健康保険証を 12 月 2 日から新規発行を停止し、原則廃止することを決定しました。

私たち岩手県保険医協会と岩手県社会保障推進協議会は、共同で高齢者施設アンケートを実施しました（調査期間：2024 年 4 月 16 日～5 月 15 日）。その結果、回答があった 67 施設（回収率 37.6％）の約 9 割の施設が、入所者の健康保険証・介護保険被保険者証を管理しており、マイナンバーカードの代理申請や施設での管理（暗証番号含む）については、 7 ～8 割の施設で「対応できない」と答えています。同時に県社保協が行った障害者支援施設へのアンケート結果（調査機関：2024 年 4 月 25 日～5 月 23 日）でも、回答のあった 24 施設（回収率 53.3％）のうち 6 割近くの施設でマイナンバーカードの代理申請や施設での管理（暗証番号含む）に「対応できない」と答えています。申請・利用・更新にかかわる業務管理と個人情報に関する不安や懸念の声が多く、両施設とも 6 ～7 割が健康保険証の廃止には「反対」しており、賛成は限りなくゼロに近くわずかにとどまりました。

マイナ保険証による誤登録や資格無効と表示されるなどのトラブルは今でも続いています。マイナ保険証の利用率も 6％台と低迷しています。岩手県保険医協会が昨年 12 月に実施した会員アンケートでも、6 割の医療機関で「トラブルがあった」と答え、8 割が持ち合わせていた現行の健康保険証で資格確認したと答えています。そして、9 割の会員が健康保険証の廃止には反対しています。さらに、オンラインシステムに対応できず、かかりつけ医が廃業せざるを得ない状況も、全国保険医団体連合会の調査で判明しています。地域医療を支えてきた開業医の廃業となれば、住民のいのちにも直結する大きな問題です。

国民にはまともな説明もないまま、国は健康保険法の省令（施行規則）から「保険証の交付義務を削除」し、「資格確認書」の申請方法及び記載事項などの新たな規定を新設する方向で検討始めています。そもそも「資格確認書」は、国民の不安や怒りの声に押されて、１から５年の範囲で交付できることにしましたが、あくまでも「当分の間」に過ぎない上に、市町村などの保険者にはマイナ保険証の未取得者や資格漏れ者を確実に洗い出すための負担を押し付けるものです。

武見厚労大臣は６月４日の記者会見で、マイナ保険証の推進を強調しつつ「特に私くらいの年代になりますと、保険証といえば、どこでも保険証があれば日本では医療機関にかかれるという一つの安心感のシンボルのようなものでありました」と述べ、現行の保険証の有用性を認める発言をしました。

安心して医療にかかれない状況を放置し、一方的に健康保険証の廃止につき進む国に対し、改めて現行の健康保険証廃止の中止と存続を国に求めるよう要望いたします。

記

１．現行の健康保険証を存続するよう改めて国に強く働きかけてください。

２．健康保険法の省令（施行規則）から、健康保険証の交付義務を削除する方針をやめるよう働きかけてください。

３．「資格確認書」の発行にあたっては、国保の運営主体でもある県としての方針をきちんと示し、自治体間格差によって住民に不利益が生じないようにしてください。